

平成30年度林野庁税制改正事項

平成30年度の税制改正については、平成29年12月22日に『平成30年度税制改正の大綱』が閣議決定されました。

林野庁関係の改正事項は、主に次のとおりです。

〔新規・拡充事項〕

- 森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。
- 木質バイオマス発電設備等の再生可能エネルギー発電設備等の取得等をした場合に、取得価額の20%の特別償却ができることとする。【所得税・法人税】
- ※ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除（グリーン投資減税）は、廃止する。

〔延長事項〕

- 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の適用期限を2年延長する。【所得税】
- 軽油引取税の課税免除の特例措置（林業、木材加工業、木材市場業、バーク堆肥製造業）の適用期限を3年延長する。【軽油引取税】

■ 森林吸収源対策の財源確保について

わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、『平成30年度税制改正の大綱』では、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとされました。

大綱に示された内容は、次のとおりです。

『平成30年度税制改正の大綱』（平成29年12月22日閣議決定）（抜粋）

一 個人所得課税

（備考）森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

（1）森林環境税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 納税義務者等

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

ロ 税率

森林環境税（仮称）の税率は、年額1,000円とする。

ハ 賦課徴収

森林環境税（仮称）の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。

二 国への払い込み

市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納付された額を都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。

② 施行期日

森林環境税（仮称）は、平成36年度から課税する。

③ その他

個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

(2) 森林環境譲与税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 森林環境譲与税（仮称）

森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。

ロ 譲与基準

(イ) 森林環境譲与税（仮称）の10分の9に相当する額は、市町村に対し、当該額の10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就業者数で、10分の3の額を人口で按分して譲与する。

(ロ) 森林環境譲与税（仮称）の10分の1に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。

(注) 私有林人工林面積は、林野率により補正する。

ハ 用途及び公表

(イ) 市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。

(ロ) 都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。

(ハ) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の用途等を公表しなければならないこととする。

② 施行期日

森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度から譲与する。

(3) 創設時の経過措置

- ① 平成31年度から平成35年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとする。

期 間	借入金の額及び譲与額
平成31年度から平成33年度まで	200億円
平成34年度及び平成35年度	300億円

(注) 借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。

- ② 平成36年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとする。

期 間	償還額
平成37年度から平成40年度まで	200億円
平成41年度から平成44年度まで	100億円

(注1) 平成36年度においては、借入金の償還は行わない。

(注2) 償還額には、平成31年度から平成35年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。

- ③ 平成31年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税（仮称）の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

期 間	市町村	都道府県
平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20
平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15
平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12

(4) その他

その他所要の措置を講ずる。

林野庁では、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させるため、新たな森林管理システムの構築に向けて、通常国会に関連法案を提出すべく準備を進めています。森林環境税は、このうち市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てることとしており、国民の皆様からいただく貴重な財源を活かして、森林整備等を着実に進め、その成果をしっかりと示すことができるよう、地方自治体や森林・林業関係者とともに取り組んでまいります。